

平成25年度大磯町教育委員会第4回定例会会議録

1. 日 時 平成25年7月17日（水）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時25分
2. 場 所 保健センター 研修室
3. 出席者 曾根田 眞 二 委員長
青山 啓 子 委員長職務代理者
竹内 清 委員
中野 泉 委員
依田 勝 也 教育長
福島 伸 芳 教育部長
岩本 清 嗣 学校教育課長
小島 昇 学校教育課副課長
瀬戸 克 彦 子育て支援課長
佐川 和 裕 生涯学習課長
角田 孝 志 生涯学習課図書館長
國見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 2名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
付議事項第6号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について
付議事項第7号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について
8. 報告事項
報告事項第1号 大磯町子ども・子育て会議について
報告事項第2号 企画展「大磯町の多彩な貝の世界」の開催について
報告事項第3号 ミニ企画展「新収蔵資料展」の実績報告について
9. その他

(開 会)

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、6月定例会が開催の平成25年6月19日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。6月20日、平成25年度第1回生沢分校運営協議会が開催され、各種課題について協議しました。6月27日、7月2日及び10日と3回にわたって、中学校給食先進地の視察を行い、各給食方式の現場視察、給食の試食等を実施しました。遠方への視察もあり大変お疲れ様でした。6月29日、第2回防災ミーティングに参加し、8月開催予定の総合防災訓練で実施する、避難所運営訓練についての協議を行いました。6月30日、照ヶ崎海岸でアオバト観察会を行いました。7月8日、中郡学校警察連絡協議会が開催され、児童・生徒の交通安全、防犯等の情報交換を行いました。7月11日、市町村教育長会連合会幹事会が開催され、各市町村から県への要望事項のまとめを行いました。その他、別添資料のとおり各種団体による会議等が開かれ担当職員等が出席いたしました。また各種講座等が開催されております。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

付議事項第6号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について

付議事項第7号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育副課長) 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。まず、説明資料9ページをご覧ください。本年度第2回教育委員会定例会におきまして決定いたしました、平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を資料として添付しました。また、この採択方針についてご審議いただいた際、県教育委員会が定めました平成25年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を資料としていましたので、今回改めまして、説明資料の4ページから8ページに県教育委員会が定めました平成26年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付いたしました。それでは、説明資料1ページをご覧ください。平成26年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針に基づき、教育長の提案理由にもございましたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、昭和38年法律第182号、第13条及び第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、小学校で使用する教科用図書として採択するものでございます。説明資料2ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。なお、政令で定める期間とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に、同一教科用図書を採択する期間は4年とする、と規定されております。小学校用教科用図書は、平成22年度に、採択替えをしました

ので、23年度から26年度までは同一の教科書を採用していただきたくお願いいたします。ただし、政令第14条第2項にありますように、採用した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、その種目に限りまして採用替えをすることとなります。なお、現時点で採用した教科用図書の発行が行われないという情報はありません。また、法第13条第4項に規定されていますとおり、大磯町教育委員会は二宮町教育委員会と同一の教科用図書を採用することとなっておりますが、7月26日に二宮町教育委員会では、法の規定により、平成23年度から平成25年度まで採用してきた教科用図書と同一の教科用図書を採用する予定であると聞いています。続きまして、大磯町立中学校で使用する教科用図書の採用について補足説明をさせていただきます。議案第7号の説明資料4ページから9ページをご覧ください。県教育委員会が決めました、平成26年度義務教育諸学校使用教科用図書採用方針と、本年度第2回教育委員会定例会におきまして決定いたしました、平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採用方針につきましては小学校と同様です。それでは、資料1ページをご覧ください。平成26年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、平成26年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採用方針に基づき、教育長の提案理由にもございましたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条及び第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、中学校で使用する教科用図書として採用するものでございます。説明資料2ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。なお、政令で定める期間とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に、同一教科用図書を採用する期間は4年とする、と規定されております。中学校用教科用図書は、平成23年度に、採用替えをいたしましたので、平成24年度から平成27年度までは同一の教科書を採用していただきたくお願いいたします。ただし、政令第14条第2項にありますように、採用した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、その種目に限りまして採用替えをすることとなります。なお、現時点で採用した教科用図書の発行が行われないという情報はありません。また、法第13条第4項に規定されていますとおり、大磯町教育委員会は二宮町教育委員会と同一の教科用図書を採用することとなっておりますが、7月26日に二宮町教育委員会では、法の規定により、24年度と25年度に採用した教科用図書と同一の教科用図書を採用する予定であると聞いています。以上でございます。

質疑応答)

青山委員) 今説明していただいた中で、特に発行等に問題が生じているとか、採用を改めてし直す理由は今回はないということが理解できました。特に学校で教えている側で、教科書に関して何か意見が出ているということはありませんか。

学校教育副課長) 現在のところ小学校3年目、中学校2年目の使用になってはいますが、特に支障があるというような報告は聞いておりません。

青山委員) それがないければ改めて採択を考える理由はないように思いますが、いかがでしょうか。

竹内委員) 基本的には、前回採択したものでいいということで了解はするわけですが、前回、前々回の定例会で、幾つか質問をしましたので、それについて、例えば県教委の見解だとか、あるいは国の見解とかがあれば教えていただければと思います。

学校教育副課長) 採択替えをするようなことが考えられるのかというようなご質問をいただきまして、県の教育委員会に問い合わせを行いました。その結果得た回答といたしましては、先ほど補足説明をさせていただいたとおり、教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて教科書の採択をする場合は、4年間同一のものを採択する。採択を変える場合というのは、発行者が倒産等で発行できなくなった場合、それから前回の学習指導要領の改訂のように、特に文部科学省のほうで定めをした場合、その場合を除いては4年間同じ教科書を使用するという回答を得ています。

竹内委員) そうすると、教科書の内容等について、今回は学校のほうから、特にやりにくいとか、余り適切でない表現がある教科書があるということの指摘はなかったのですが、そういった場合が例えばあったときには、この場では斟酌しようがないということになるわけですね。当然その前の採択の段階で十分に我々は検討しなければいけないわけですが、話として例えば採択のときに見落としとしてしまったり、あるいは社会情勢が変わったりして、この表現はあまりふさわしくないのではないかということが、あと何年か、2年、3年たって出てきた場合に、教科書は変えないで、指導の段階で教育委員会、市町村教委あたりが、教え方についてのコメントを学校に流しながら、指導してほしいという形になるのですか。

学校教育副課長) 今、竹内委員おっしゃられたとおりだというふうに考えます。基本的には採択替えのときに本当に委員の皆様には十分に審議を尽くしていただいて、基本的には4年間使用する教科書を採択していただいています。社会情勢が変わったりした場合には、2つ考えられると思うのですが、1点はやはり教科用図書は主たる教材ですので、何かしら補助となるような資料を授業において使用するということが考えられると思います。

もう1点は、明らかに教科書に記載されている内容が事実ではなくなってきた場合、あるいは教科書を作成した段階で何か教科書会社が間違いをしていて、検定の際にも見過ごされていたというような場合も確かにございます。そのようなときには教科書会社のほうから、本当に部分的な表現の訂正という形で連絡が来ることがございます。毎年、教科書は印刷され直していますので、次年度に使用する子どもたちにはその辺の記載が訂正された形で配られるというふうになっていますので、その2点で対応していくようになるのかなと考えます。

竹内委員) いつだったかな、スマトラ沖の地震があって、その悲惨な場面を教科書に載せたところ、3.11の東日本大震災が、我が国であってということで、これでは被災された地域の方々のことも考えたときに、余りふさわしくないのではないかとということで急遽差しかえたなんていう話も、今回のこれとは関係ないのですが、そういう教科書会社もあったと聞いていますので、推

測するに、そのように臨機応変にやっていくのかなと思います。今、副課長が言われたように、主たる教材ですから、それをそのまま全てきちっと教えなければいけないということでもないと思います。教科書に基本的には従って教えるわけですが、そこら辺はある程度教員あるいは学校の裁量もあるのかなという感じがします。今後何かあったときには、是非そういう対応を、教育委員会としてもきちっと押さえた中で学校現場を指導していきたいなと思っています。

委員長) 前回、前々回いろいろ申し上げていた中で、私も日々の仕事の営みの中で文科省とちょっと関係があるので、実はその後いろいろ相談をしてきました。話をした相手は文科省の初等中等教育局の教科書課ですが、結論から言うと小島副課長がおっしゃったような形です。実は、この平成20年7月16日の法律のここに書いてありますように、このときに初めて第14条の2項のその他の文科省令で定める。という、それ以下の文言が入ったようです。なぜかという、今まで旧学習指導要領では小学校が平成20年度、それから中学校は平成21年度に採択替えを行うことになっていました。それで、小学校用の教科書は20年から平成23年度まで、中学校は21年から24年度まで4年間となっていました。ただ、平成20年3月に小学校学習指導要領、それから中学校学習指導要領が改訂されて、小学校学習指導要領は平成23年度から、中学校は24年度から実施されるということになりました。そのために、新教育課程に対応した教科書を新たに採択する必要性が生じたために、あえてこの特例措置を設けたという話でした。したがって、基本的には、今までは教科書会社が発行されなくなった場合のみだったのですが、今言ったような新学習指導要領が入ってきたために、その教科書が採択できなくなることで、あえてその他の特例措置を設けたということです。この4年間については、この前確認しましたが、新しい教育課程の実施に伴う義務教育諸学校の教科用図書の採択に係る特例措置の規制に関する評価というのを文科省で実施して、これは教育計画の継続性を確保する等の観点から、同一の教科用図書を一定期間継続して採択することとしたものです。また、編集、検定、採択、発行という教科用図書の作成のサイクルを考慮して4年と決めました。結論から言うと、教科書が発行されなくなったらもちろんですが、文科省で新たに学習指導要領が改訂となったときに、この条例を適用して評価替えをする話で、それは毎年採択をしますけど、基本的に4年間は使っていくという状況になっています。小島副課長がおっしゃったように、例えば大きな社会変化があって、その辺が変わって適さなくなった場合には、教科書会社で刷り直して、その部分は直した形で配られるとのことなので、これには当てはまらないということです。前段はもともと教育委員会が精査して、文科省あるいは県あるいは各市町村で採択の過程を経て十分審議していることなので、それを踏まえて、なおかつそういったことで毎年、基本的には同じ教科書を使っていくというのが原則になっていますよという話でした。基本的にはそういうことなので、文科省が今言った過去の背景があって、改めて20年にこの特例措置が設けられたということがスタートになっています。前回より少し訂正部分がありますので、あえて話させていただきました。

竹内委員) 地区採択委員会の細分化というか、その県の見解みたいな話がありま

せんでしたか。というのは、前回の採択のときに二宮町と大磯町が同一の教科書を使用する際に、どこか一つに決めなければいけないということの中で、なかなか意見が合わなかったというか、割れて、しようがなくというか、やむを得ず従った、採択を一つに決めたという部分がありました。高校では、高校と義務は違うと思いますが、学校採択ですね。横浜はまた何か逆行して、大きな採択になってしまったのですが、前は区ごとにやっていたし、地域の子どもたちの実情等を考えたときに、教科書についてはその実情がより反映された教科書を使うことがいいと。ということは、採択地区を細分化したほうがいいというふうな意見もあったように記憶しているので、現段階の県の意向というのはどういようなことなのか、もし県に聞いていたら、その辺の回答をお願いしたいと思います。

学校教育副課長) 前々回の定例会のときに、私から回答させていただいたと思いますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の中で、採択地区についての定めがあります。都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。と定められています。ですから、現行の法律では、その郡の中をさらに細分化するということは規定がされていない状況です。ですから、採択は町の教育委員会で行われていますが、今一番細分化された状態で採択の方向性が定められているというふうに考えていますので、直接これを県に聞いたわけではありませんが、これが回答になる可能性はあります。

竹内委員) 話はよくわかりますが、調査する人的な部分もあって、なかなか市町村単位というわけには、市はいいにしても町村単位での採択というのはいろんな難しい条件があるのではないかとは思いますが、ただ、見解が割れた場合にどうなのかと。子どもにとって、その町の教育委員が考えたものではない教科書を使うことが、我々はベストとしてこの教科書を提示をしているのですが、相手方との話し合いの中でなかなかうまい一致点が見出せない場合に、本当にそれが子どもたちのためにいいのかどうかということから考えると、法律は法律でちゃんとわかりますけれども、もう少し考える余地はないのかという感想です。

学校教育副課長) 実際に現在使用している教科書の採択に当たって、国内他地域ですけれども、同じ郡の中で意見が合わずというような報道がされていると思います。そういうことがありましたので、来年度は小学校の教科用図書採択替えの年になりますが、前もって意見が合わなかったときにはどういように調整を図っていくのかということを決めておきましょうという方向が出されてきています。ですから、事前にその2年後をどういようにクリアしていくのかということは、次年度の採択替えのときには審議していく必要があると思います。もう1点は、法律ではこう定められているのですが、やはり問題を感じるということですので、もし大磯町の教育委員会として意見をまとめるような形で、県の教育委員会を通して国に要望するというようなことであれば、大磯町の教育委員会としての意見をどこかでまとめるような機会を設定するのがいいのではないかなと感じました。

委員長) 私も2回採択をした中で、本音を言うと、基本的に最後は多数決になって

しまったこともあるわけです。そのときの反省として、やはり法律は法律のとおりですけれども、例えば今おっしゃったように、意見として県に上げて、そういった話をするのも一つあると思っています。事前に調整会議なりルールを決めておきましょうとは言うのですが、なかなかそれは難しいと思っています。手前みそになりますけど、大磯町の教育委員はかなりシビアに勉強して、いろいろチェックをしていたのもあって、非常に歯がゆい思いをしたというのがあります。来年始まりますので、例えば、こんなことがあって、こういう場合どうでしょうか。というようなジャブを出してもいいのかなと思っています。結果はだめかもしれませんが、そこは今からでも出してもらいたいと思っています。

学校教育副課長) 委員長おっしゃったとおり、事前の取り決めを行っておくといっても、最終的には恐らく多数決で決めるとか、そういうような事前の取り決めになっていってしまうと思いますので、ほかにどういう方法があるのかということをし少し情報収集しながら、次年度の教科書採択に向けての準備を進めていきたいと思っています。

委員長) よろしくお願ひします。では、結論として、こういった事例もあって、やはり児童にとって一番いい教科書をいろいろ角度から検討した結果、対立しました。それで、こういう形の場合こういう話になったのだけれども、その弊害を避けるために、こういった案はどうでしょうかと、少し打診してみてもらえませんか。よろしいですか。

中野委員) 中学のことに關してしかわからないのですが、今、先生方から特に問題はないというお話でしたが、中学校は副教材がものすごく多いです。もしかして先生方の中に、教科書の不足分は副教材で補うものというような認識をお持ちの方がいらっしゃるのかなと思いました。国語はものすごく多いです。その辺の聞き取りをぜひお願いしたいと思っています。

学校教育副課長) 授業自体は主たる教材として教科用図書を使用していると思うのですが、やはり委員おっしゃったとおり、補助的な教材として購入しているものが、特に中学校になると多くなっているというのは報告を受けています。どのような意図で、どういう補助的な教材が必要なのかということは、購入しているということも保護者負担でありますので、確認をしていきたいと思っています。

竹内委員) 今の点で、副教材、ドリル等も含めて、それは義務教育は無償という基本的な考えがあるわけで、ところが、実際には保護者からお金を取って、教材なりドリルなりを購入していると思いますけれども、そこら辺は学校に全て任してあるのか、大まかに幾らぐらいという線を教育委員会として示しているのか、そこら辺はどうでしょう。

学校教育副課長) 金額でラインを決めているというようなルールは、特にはつくってありません。

竹内委員) では、学校によって高いところと安いところ、極端に出る場合もあるわけですね。

学校教育副課長) 可能性としてはございます。

委員長) 竹内委員がおっしゃったように、基本的に副教材であっても義務教育の課程なので、大磯町で一括負担してもいいかなと思っています。法律からいう

と学校用図書が教科書なので、なかなかその解釈は難しいですけど、大磯町の特色として今後そういった形でやってみるのもいいかもしれないです。なるべく教育の部門は、厳しい中でも予算をつけていきたいと思っています。今は、副教材については有償です。授業を見ても、教科書はもちろん使いますが、先生方がプリントしたものに結構ウエートを置いている形に見えます。教科書は基本のことしか書いてないのであれかもしれないですけど。難しいところだと思います。いろいろ言いましたけど、できるところからやればよいと思っています。

竹内委員) 今の件で、次回でもその次の会でもいいですが、学校の副教材が幾らぐらいなのか、小中の4校、聞いて調べておいてもらえますか。

学校教育副課長) はい。

竹内委員) 参考までにということで。ただ、どこまでを副教材にするかというのはなかなか難しい部分があると思いますが。

委員長) 今の関連で、例えば中学校だと、磯中と国中で使っている補助教材が違うのですか。

学校教育副課長) 特に両中学校間で相談しているという話も聞いていませんので、それぞれの学校で、それぞれの先生がどういう授業を組み立てるのかという考え方で補助教材は採用していると思います。

委員長) その統計をとってみて、かなり両中学校で同じものを使っているようであれば、そこだけ例えば来年の予算に上げてみるとか、あるかもしれないですけど。

竹内委員) 副教材をこういうものを使いますというのは、教育委員会に届け出ですよ。来ていますよね。

学校教育副課長) はい。

竹内委員) それで調べることもできると思います。

青山委員) 今の話、広がっていくようですが、教科書は二宮町と同じものを使っているのですが、副教材も二宮はもちろん使っていると思いますが、そうすると、町内2校がそれぞれどういうものを使っているかということ以外に、同じ教科書を使っている二宮町も、どんなふうに副教材について考えているかという、そういう情報交換みたいなことはされていないわけでしょうか。今、そういうのも知りたいなという気持ちになりました。

学校教育副課長) 二宮町の学校でどのような補助教材が使われているのかということまでは、特に二宮町の教育委員会から情報を得てはいませんので、こちらでは把握ができていません。

青山委員) 副教材が町内でも2校で違う。教え方が違うと言ったら変ですけども、そこに授業の中で何か差が出てくるのかなという思いもありますので、その辺、どんな状況かというのは調べていただいたほうがよいと思います。

委員長) いろいろ意見が出ましたので、整理して、聞くところは聞いてください。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第6号及び議案第7号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第6号大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について及び付議事項第7号大磯町立中学校で使用する

教科用図書の採択については、原案どおり承認をいたします。

報告事項第1号 大磯町子ども・子育て会議について

子育て支援課長) それでは、報告事項第1号の大磯町子ども・子育て会議について、ご説明をさせていただきます。まず、本会議におきましては、3月議会で大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正をし、4月1日より施行した、大磯町子ども子育て会議規則に基づき設置した会議となっております。また、今回ご報告させていただく委員の構成については、規則第3条に基づき委嘱するものです。それでは、資料の裏面をご覧ください。大磯町子ども・子育て会議の委員名簿になります。委員数は、条例上14名以内となっております、今回14名の方に委嘱いたします。No1～No4の委員につきましては、規則第3条第1号に該当する委員で、教育・保育の関係者となっております。国の子ども・子育て会議でも、事業主を代表する者を委員の構成としておりますので、町立幼稚園・保育園の代表として、たかとり幼稚園と国府保育園を兼務している日下部園長。私立幼稚園の代表として、こいそ幼稚園 小磯園長。私立保育園の代表として、サンキッズ大磯の野地園長。また、義務教育の面から教育関係者として、国府小学校の竹内校長に依頼いたしました。次に、No5及びNo6の委員につきましては、規則第3条第2号の幼稚園・保育園の関係者に該当する委員として、町立及び私立の保育園の保護者会の会長とさせていただきます。国府保育園が林さん。サンキッズ大磯が鈴木さんとなっております。こちらにつきましては、後にご説明いたします公募町民の方がお二人とも幼稚園の保護者と言うこともありましたので、ここでは保育園の保護者の方とさせていただきます。こちら、国の子ども子育て会議の委員構成の子ども保護者を参考にして、選考しております。次に、No7～No9の委員につきましては、規則第3条第3号の保健福祉の関係者といたしまして、お一人目が平塚保健福祉事務所の白勢保健福祉課長。保健福祉課は、母子保健等を担当しております。お二人目が民生委員・児童委員協議会の代表として吉良主任児童委員。三人目として、社会福祉法人素心会、地域支援センターの萩原所長といたしました。次に、No10及びNo11の委員につきましては、規則第3条第4号の公募町民の方になります。こちらにつきましては、5月2日から23日までの間、町広報及びホームページで募集し、5名の方にご応募いただきました。選考は、6月14日に選考委員会を開催し、副町長を始め関係部長に選考委員として審査いただきました。No10の木村歩さんは、国府地区にお住まいの30歳代の主婦の方で、幼稚園の年少組と1歳にお子さんを持つ2児の母親です。No11の土屋陽子さんは、大磯地区にお住まいの40歳代の主婦の方で、中学3年生、中学1年生、小学3年生、幼稚園の年中組のお子さんを持つ4児の母親です。お二人とも、この新制度の対象となる年齢のお子さんを子育て中の方になります。次に、No12～No14の3名の委員につきましては、規則第3条第5号の町長が認めるもの、としまして選考しております。No12の委員は、学識経験者として東海大学の健康科学部 看護学科 小児看護学の准教授であります和田准教授をお願いいたしました。元々は県立の子ども医療センターに勤務しておりましたが、児童学の博士号の学位

を取り、現在のお勤め先に移られた方です。次に No13 の方は、平成 11 年度から国府学童保育会の指導員をされている安部川指導員で、子育て支援の新制度では、学童保育、放課後児童クラブも、地域子ども・子育て支援事業の一つとなっておりますので、委員構成にくわえさせていただきました。最後に No14 の方は、現在町の子育て支援の各種事業の基になる次世代育成支援地域行動計画の関係者ということで、計画を策定した時の協議会の会長でした、私塾まきばの山田園長となっております。なお、本会議は、8月8日(木) 14:00 に第 1 回目の開催を予定しております。その中では、委員長、副委員長の選出。子ども子育て関連 3 法及び新制度の説明。9月頃に実施を予定しているニーズ調査などについて、ご意見をいただく予定です。大磯町子ども・子育て会議委員構成の報告についての説明は以上となります。

質疑応答)

中野委員) この子育て会議のメンバーで一番重要なのは、実際に子育てをやっている木村さんや土屋さんだと思うのですが、土屋さんは、私は同じクラスのお母さんなのでよく存じていますが、幼稚園生が学校の行事の途中で寝てしまって、抱っこされていたというのが印象に残っています。この一番大変な方が参加して意見が言えるように、できるだけ、この方たちが来られる日を会議の日程に決めていただきたいと思います。

子育て支援課長) 公募町民の方のご意見ということで、町民の生の声ですので、できる限り私たち全ての人出席できる日程で調整した中で、8月8日ということで開催させていただければと思っています。当日は、小さいお子さんは、保育できるような形をとっておりますので、安心して会議に出席していただければと思います。

委員長) 1月30日の臨時会の際に条例の一部改正をここで審議をしましたが、そのときのメンバー構成が、例えば幼稚園と保育園の関係、教育・保育の関係者4名と、これはいいのですが、あと保育園の関係者も2名なのですが、例えば保健福祉関係は以前4名という形で改正をしました。それから、その他が2名というふうなことで、案が出ていましたが、これは変わるのとは別に構わないのですが、この辺のメンバーの構成を変えたのはどういう理由からですか。

子育て支援課長) 以前のメンバー構成ですと、児童相談所の方が入っていたかと思いますが、今回、町の次世代育成計画とを踏まえた中でご意見をいただきたいということや、町の現状もよく知っているということもありまして、変更させていただきました。

委員長) 役職はいいですが、その他町長が認める者は2名となっていて、これは3名になっていますよね。その3名と、上の保健福祉関係の4名が3名になって増減しているのだけど、この辺の構成メンバーを入れかえたのは何か理由があったのかという話。保健福祉関係者とその他の構成メンバーが逆転しているから、なぜ変えたのかというのを聞きたい。

子育て支援課長) 今、お答えしたとおりですが、より大磯の現状を把握した中でのご意見をいただきたいということで、保健福祉の関係よりも町の次世代育成計画を策定していただいている方のほうが、より現状に即したご意見をいた

だけるのではないかということで、今回メンバーを変更させていただいたということです。

委員長) わかりました。それはなぜ聞いたかというのは、後でちょっと述べたいのですが、そこはわかりました。これの本支援の事業計画は5年ですよ。

子育て支援課長) はい。

委員長) 任期は何年でしたか。

子育て支援課長) 任期は2年間となっております。

委員長) 何を言いたいかというと、1月30日の第4回臨時会で条例の一部改正の審議をしていて、そのときに教育部長が3月の定例会で規則の審議を行うと言っている。この会議規則を見ていないのだけれど、皆さん見えていますか。ずっと1月以降の、先月までの会議規則を見えていますか、提案も何もありません。誰がどうやって決めたのか。その審議もなく、なぜ出てくるのか。誰がどういうふうに決めたのですか。

教育部長) 調べますが、この規則は、町部局の規則での処理となります。

委員長) わかりますよ。

教育部長) それで、町部局で、町の規則として改正して、教育委員会では報告等したと思います。

委員長) 確かにこの子ども・子育て会議は、附属機関は町長が執行機関になっている。それはいいですよ。例えば条例の一部改正だって、町長の部局の所管事項というのは、わかっているわけで、それは審議しなくてもいいと思います。1月末以降の定例会なり臨時会を見たときに、その報告すら一切ないと思っています。資料を見てもらえばいい。皆さん見えていませんよね。例えば、任期何年とか皆さん聞いていますか。なぜここで報告もなしに出てくるのかというのが理解できない。明確に議事録に福島さんが審議しますと言っています。規則の審議を行う予定だと言っています。だから、そこはいいですよ。報告でもそれは別に構わないです。何もなしにここに出てきて、これですよと報告されても僕は困る。町長の執行機関だけでも、子育て支援課が所管でやるわけでしょう。それを全く上部の教育委員会が知らないというのは、理解できない。形式ばっているかもしれないけど。中身的には全然異論はありませんが、我々が全く知らないところで動いているのはおかしいと思います。報告したかしないかというのは、瀬戸課長は所管だからわかりますよね。皆さん、任期とか知らないですよ。3月の町議会には1行出ていますよね。議案第9号で、14名以内というのも提示されています。

教育部長) 調べますが、提示しなかったことであればおわびいたします。確かに町部局で先ほど言いましたとおり改正はしており、当然、それは定例会で報告すべきだと思います。今、記録を見た限りでは、事務調整会議のレベルではありませんので、報告案件によって報告すべきだったと思います。その辺は申しわけなかったと思います。確かに報告事項ということで4月からは行っていません。構成メンバーについては、事務調整会議でお話し合いしたかと思っています。規則そのものについては、前を見る限りでは報告案件として出ていないようです。その辺は、申しわけございませんでした。

委員長) 構成メンバーは事務調整会議でなくて会議に出ているわけですよ。臨時会で付議されています。1月30日を見てもらえればわかる。第4回臨時会。調べ

てください。

子育て支援課長) 内容を調べまして、後ほど報告させていただきます。

委員長) 内容については別に異論はないです。さきほど、中野委員からも出ましたが、忙しい方もいらっしゃるのので、大事な会議なので、5年間の計画をつくるわけですから、その辺をよく調整をした上で、所管の子育て支援課で十分精査してやってください。

報告事項第2号 企画展「大磯町の多彩な貝の世界」の開催について

生涯学習課長) 報告事項第2号、企画展、大磯町の多彩な貝の世界の開催について、ご説明させていただきます。資料をご覧ください。今回の展示は郷土資料館平成25年度第2回企画展であり、平成25年7月20日土曜日から8月31日土曜日まで36日間の開催を予定しております。展示の趣旨は、大磯町において数多い種類が確認されている、海産の貝類について、大磯町の海域で採集した実物資料をとおして、海産貝類の多様さを学ぶ機会とするものです。展示は、照ヶ崎の岩場でみられる貝、北浜海岸に漂着している貝、近海に生息する貝、海産貝類コレクションといった4つのテーマで構成し、標本以外にも海中や岩場で撮影した写真によって、特徴的な生態についても触れるものであります。刊行物については、リーフレットのほか、今回の展示にあわせて、資料館資料大磯町の海産貝類目録を刊行しております。今回の企画展については7月号広報でご案内しております。また、リーフレットの関係機関への配布やホームページなどでも周知を図ってまいります。

質疑応答)

青山委員) 今の説明の中で、4番の展示概要で、コレクションはお借りするという形でよいのでしょうか。

郷土資料館長) おっしゃるとおり、お借りして展示するものです。

青山委員) この方は、大磯の方ですか。

郷土資料館長) 大磯在住の方で、個人的に貝の標本を収集していらっしゃる方です。

青山委員) 大磯は、海のある町なので、こういう海をテーマにした企画展もすごくいいのではないかと思います。

報告事項第3号 ミニ企画展「新収蔵資料展」の実績報告について

郷土資料館長) 資料をご覧ください。今回の展示は平成25年度の第1回企画展として、平成25年6月2日日曜日から6月23日日曜日まで19日間にわたって開催いたしました。今回の展示は、近年収集した資料を公開し、収蔵資料を活用するとともに、資料の展示を望む、寄贈者のご要望にもお応えするべく企画し、開催したものです。展示内容は、近年収集した資料について、分野を問わず紹介するもので、歴史資料を中心として、考古、自然、民俗の各分野の資料により、展示を構成いたしました。会期中の入館者数は1,372人で、1日平均72人余りの方が来館されたこととなります。企画展に対する感想や意見についてのアンケートを実施しましたので、今後の企画や運営の参考に

させていただきたいと思います。以上でございます。

その他

教育部長) 次回の定例会は8月21日水曜日午前9時から本庁舎4階第一会議室で行います。よろしくお願いいたします。

委員長) 前回のときに保育園の土・日の園庭開放の審議をされたと思います。それはそれでいいですが、先日、保育園・幼稚園の卓話集会をやった資料をもらって、全部読みましたが、何点かわからないところがあって質問します。まず、大きな間違いを指摘したいのですが、たかとり幼稚園で第1回卓話集会があった去年の11月29日、参加者からサンキッズの関係で一時保育と休日保育について質問がありました。その中で、町側が回答しているのは、一時保育は有料で、1時間単位で誰でも利用できますと言って、サンキッズ大磯に直接申し込めばよいと。月曜から土曜の朝7時から夕方8時まで預かっていますと。休日保育はサンキッズ大磯に入園している人のみが利用できるようになっていきますという回答をしています。これは誰が回答したのですか。調べてみると、サンキッズのホームページにもありますが、休日保育は日曜・休日、12月29日から1月3日までですけど、ほかの保育園・幼稚園に通園している方でも誰でもできますと言っているのですが、誰が回答しているのですか。行っている人は、町長、教育長、教育部長、子育て支援課長、支援係長、あと何人か行っているようですが。

子育て支援課長) その当時の課長か係長だと思いますが、私ではないです。

委員長) ほかに人が行って、気がつかないのですか。サンキッズにいる人しか利用できないと言っていて、事実は違うじゃないですか。こんな議事録を残しておいていいのですか。それと、例えば前回、幼稚園の園庭開放を土・日開放したんだけど、事実上は今でも開放されていますよね。

子育て支援課長) 土・日、休日は、行っていません。

委員長) やっていませんか。現実にはやっているような気がしましたが。

子育て支援課長) 基本的には、放課後に当たる時間帯等については、園に職員がいるので、利用してくださいということで行っています。

委員長) 週1回、木曜日とかにやっていますよね。

子育て支援課長) はい。

委員長) そこは当然知っていますが、園の終わった後や、普通の土・日でもやっていると思ったのですが、違うのですか。

子育て支援課長) 決まりを持っては行っていません。今回のような開放事業としては行っていません。

委員長) してないけど、実際はなっているでしょう。

子育て支援課長) 実際は、園庭に入れる状況になっているので、使用されている方もいると思います。

委員長) それは別に全然構わない。いいことですが、事実上はそのようにやっていて、改めて周知をして使ってくださいという話なので、それは別にいいです。いろいろ出ている意見の中で、例えば、前から出ていたと思いますが、大磯幼稚園の3月5日に実施した中で、自転車の台数が制限されている状況の中

で、職員の車がとめられていますと。赤ちゃんがいて、妊婦さんも大変な保護者の自転車制限されていますと。職員中心の幼稚園になっていませんかという話があって、台数の許可は承知していました。役員の方たちも一生懸命やっているが、なかなか行き届かない場合もある。と町が回答している。町長が、血の通った自由にもものが言える幼稚園にしていきたい。と言っていますが、これはどう捉えていますか。あの狭い幼稚園のところに教職員の車を停めています、雨の日など、苦情が出ていると思います。その辺は聞いていますか。

子育て支援課長) 基本的に職員の車につきましては、数を減らすように努力はしてもらっています。それと、駐輪場につきましては、現状のコンクリート部分以外にも、園庭の西側に当たる部分にも駐輪できるスペースを確保して、そちらも使ってもらえるような形は、周知しております。あと、雨の日につきましては、できるだけ教諭のほうで外に出て、子どもを預かれる体制を進めています。

委員長) 大磯幼稚園は駅からも近いので、目的外使用で認められて停めていますが、本来、先生方は止めなくてもいいのではないかと思います。

子育て支援課長) 小中も含めての話になると思います。

委員長) 小中も含めて、教職員の車が停めてあって、ほかのお客様がとめられないという苦情も来ています。前は目的使用で数台置いていたのを、それも廃止したという話ですが、平塚なども学校は基本的に駐車禁止ですよ。

子育て支援課長) 場所によってです。

委員長) 神奈川県も基本的には禁止。ただ、大井町とか遠いところは例外を認めています。大磯は別に便は悪くないので、駐車場の件は、一回整理したほうが良いと思っています。町の職員は、庁舎に停めていないじゃないですか。同じです。町の所有物なので、先生だからといってそんなのは甘いと思っています。それが1点。それから、こいそ幼稚園の話を初めて聞いてびっくりしましたが、譲渡するときに椅子とか机なんか全部撤収してしまったのですか。

子育て支援課長) 全部ではないです。物によっては大磯幼稚園のほうに移動したのもありましたけども、机については新たに備品等を購入して、返却のほうを済ませております。

委員長) 何かみんないいものを持っていったという声があるのですが。

子育て支援課長) 園長さんのお話ですと、特に問題はなくというお話を聞いていたのですが、保護者の方が、事前に当時残っていたものも持っていかれたものがあるということで、お話のほうが出たみたいです。

委員長) こいそ幼稚園の1月17日の卓話集会の中で、結構言っています。建物自体は譲渡したということだが、椅子も長机もそうだが、町時代に使っていた備品を全部撤収されたと。使えるものはなくなっていたという話。古いものは残っていたという話です。

子育て支援課長) その辺は全部お返ししてあります。

委員長) 返したというのはどういうことですか。

子育て支援課長) こいそ幼稚園に返却しています。

委員長) 何でそんなことをするの。

子育て支援課長) それは、24年度の話です。

委員長) それは皆さん知っていますよね。教育長以下、福島さんだつて。

教育部長) こいそ幼稚園に移管するときに、町立小磯幼稚園にあった備品を各幼稚園、あるいは公共施設に、国からの補助対象のものが有りますから、その辺は町に返還というか、足りないところに戻すというような、話し合いを小磯学園とも合意の中で決めたことなので、それはそれでいいかと思います。その中で寄附のあった備品までも、ほとんど大磯幼稚園に渡しましたが、机、園児用の椅子等になりますが、保護者のほうから寄附を受けた備品も全て大磯幼稚園のほうに譲渡したものです。保護者の方が、小磯地区の園児が同じなのに、何で寄附したもので戻ってしまったのかという、そういう話が卓話集会で出ました。その後、委員会としては、寄附については、大磯幼稚園の保護者、先生の理解を得て、寄附があったものだけは、こいそ幼稚園のほうに戻したという経過があります。あとの備品については、皆さん合意の中で、決めたものです。その辺、寄附の備品と、町が図書購入備品を分けて整理すればよかったです。それを分けずにそのままの形で一括して、寄附の備品もあわせた中でほかの園に振り分けたということでございます。それは確かにまずい対応だったので、もう一度その辺調査して、大磯幼稚園の先生、幼稚園の保護者の理解をいただいて、寄附のものだけは戻したと、そのような経緯になっています。

委員長) 余りかっこいい話ではないな。あと、たかとり幼稚園の第2回るときに、中学校、小学校の体育館が開放になっているけれども、町側として、今後は体育館も含め小中学校の施設開放について、責任区分や施設管理上の課題を解決した上で、保護者等の方々との全体的なルールづくりをさせていただき、実現に向けて平日・休日の施設開放をしてまいりたいと考えております。と言っていますが、平日って本当に可能なのですか。回答として後日回答になっていて、正式に回答していますが、体育館について平日の開放を含めて検討していくと書いてありますが、現実にできるのですか。

子育て支援課長) 平日の体育館はスポーツ開放ということで。

委員長) だから、今既に月曜から金曜は6時から8時まで、土日、休日は朝9時から5時まで開放しているのだけれども、平日の6時から8時はもう開放していますよね。

子育て支援課長) しています。

委員長) なぜこれ、あえて平日の開放を考えているって。これは時間を拡大するというイメージですか。時間の拡大というふうに捉えたのだけど、本当に考えて回答しているのですか。

教育部長) 平日は言っていないと思います。

委員長) 書いてありますよ。

教育部長) 平日は開放していると思います。

委員長) 6時から8時まで開放しているではないですか。それを、あえて平日の開放と言っているのは、時間を6時以前に開放するというイメージで回答しているのですか。これはその場で回答していなくて、後日回答しています。多分精査して書いていると思いますが、ここは全体を通していろんな回答をしています。これは本当にどうするのか。これもやっただけで、場所を決めてというのはこれでいいのか。今後この卓話集会の話、どういうようにして

いくつもりなのかわかりませんが、町側としても。だって、町長以下十何名も出て、大挙して行ってやっているわけだね。ここでいろんな出る質問に対して、言葉は悪いけれど、二、三年しかないから過ぎてしまえばわからないかもしれないけど、ここでやっぱり町を挙げて対応しているということは、前回、園庭の開放をやったのはいいですけど、これよりほかの重要な案件がいっぱいありますが、これどう取り組んでいくつもりですか。言いつ放しで申しわけないと思いますが、本当にこういうような形でヒアリングするのはいいですが、この後どのようにしてやっていくというのが全く見えないので、そこをちょっと考えておいてもらわないといけないかなと思っています。あと、これを見ていると、園長が出ていないのと出ているのがありますが、国府と大磯幼稚園は園長が全く参加してない。どういうスタンスでやっているのかがわかりません。

教育部長) 当時、園長は、非常勤でしたので、その辺はわかりませんが、参加メンバーについては、政策課が担当していますので、その辺、すみ分けをしているということだと思います。

委員長) これは政策課が主管ですか。

教育部長) 政策課が卓話集会の所管です。

委員長) 卓話集会はわかっている。

教育部長) ただ、テーマが子育て支援課の内容ですので、関係職員は出ています。かなり日数も多いですので、他の会議と重なっている場合もあるので、欠席したときもあります。全部出席はしていません。必ず教育長、私、子育て支援課の誰かが出るような形を取っています。

委員長) 卓話集会は政策課なのでいいですけど。政策課に聞くか、どうするのという話。

教育部長) 町長のほうが子育てをもう1回やりたいということを25年度言っています。ただ、具体的に、まだどういう人たちを対象とかは出ていません。今、観光、ごみの問題で卓話集会をやっていますが、後半、子育て支援について、またやりたいというような意向はあります。まだ、具体的に内容についてはわかりません。学校の保護者にも拡大したいというような話も出ています。

委員長) 小学校、中学校ね。別にこっちがだめということは全くないので。

教育部長) 議会の一般質問でも出ましたので、私のほうから、学校単位でやるという大きな枠組みになると、多くの人数になってしまいますので、そうではなく子ども会単位とか、そういうベースなら可能ではないかという話は、一般質問の答弁にはしました。

委員長) 小学校、中学校に拡大して、何を聞くつもりなのですか。

教育部長) その辺の細かいことは出ていません。一応そのような意向があるというだけで、内容についてはまだ決まっています。

委員長) 別にとめはしないけど、基本的に福島部長がいるのだから教育委員会マターだと思うけど。別に声を聞くのは構わないと思うけど、趣旨がよく理解できないな。いろいろな質問がありますけど、どのように整理していくのか政策課に言っておいてもらえませんか。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成25年8月21日

委員長 _____

委員長職務代理者 _____

委員 _____

委員 _____